

## 沼津市長の資産等報告書の閲覧開始及び 「沼津市長の資産等の概要」の送付について

### 要 旨

「政治倫理の確立のための沼津市長の資産等の公開に関する条例」の規定に基づき、沼津市長の資産等報告書が作成されました。  
報告書は、下記のとおり閲覧することができます。

### 概 要

- 1 閲覧開始日 令和4年9月8日(木)
- 2 閲覧場所 沼津市役所財務部総務課(市役所3階)  
企画部生活安心課市民相談センター(市役所2階)
- 3 閲覧時間 執務時間中 (土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日  
までの期間を除く、8時30分から17時15分まで)
- 4 閲覧のできる人 どなたでも閲覧できます。
- 5 目 的 市長の資産等を公開する措置を講ずることにより、政治倫理の確立を期し、  
もって民主政治の健全な発展に資することを目的とする。
- 6 その他 各報道機関には、閲覧開始日(9月8日)に「市長の資産等の概要  
(沼津市長の資産等報告書等の内容をまとめたもの)」を提供する  
予定です。

#### ※ 補 足

6月2日に公開した「沼津市長の資産等補充報告書」については、条例第2条第2項に基づき、すでに市長の職にある者について、毎年、新たに保有することとなった資産等で12月31日現在所有しているものを翌年に公開しているものです。

これとは別に、4月に市長の改選があったため、改めて、条例第2条第1項に基づき、任期開始日(4月29日)時点で保有する資産等の報告書を作成しました(作成期限は、任期開始日から100日以内、閲覧は、作成期限の翌日から起算して、30日を経過する日の翌日からできると定められています)。

### お問い合わせ先

沼津市役所 財務部 総務課

直通:055-934-4712

沼津市役所 企画部 政策企画課秘書室

直通:055-934-4710

